

阿見町地域福祉計画 (案)

第4次計画 令和8年度～令和12年度

令和8年3月

阿見町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の概要.....	3
2 地域福祉を取り巻く社会動向	4
3 地域福祉と「自助・共助(互助)・公助」.....	6
4 計画の位置づけと計画の期間.....	7
5 計画の策定体制.....	12
第2章 阿見町の現状	13
1 人口動態と世帯の状況.....	15
2 子ども・高齢者・障害者等の状況	15
3 地域の状況	15
4 アンケート調査概要	16
5 第3次計画の振り返り.....	33
6 課題の整理	36
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念.....	41
2 基本目標.....	42
3 計画の体系図.....	43
第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み	45
基本目標1 地域の支え合い、助け合いを推進する	47
1 地域福祉の意識の醸成.....	47
2 地域でのふれあい、交流の場づくり.....	49
3 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり	51
基本目標2 切れ目のない支援体制づくりを推進する	54
1 包括的な支援体制の充実.....	54
2 保健・福祉サービスの充実	56
3 権利擁護の推進【阿見町成年後見制度利用促進基本計画】	59
4 再犯防止の推進【再犯防止推進計画】	62
5 地域福祉のネットワークづくり.....	65
基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する	66
1 防災・防犯体制の充実.....	66
2 暮らしやすい生活環境の充実.....	68
第5章 計画の推進に向けて	72
1 計画の推進体制	73
2 進行管理.....	75
3 目標数値.....	76

資料編.....	77
1 阿見町地域福祉計画策定委員会運営要綱.....	79
2 阿見町地域福祉計画策定委員名簿.....	82
3 策定経過.....	83

第1章

計画の策定にあたって

1 計画の概要

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、安全・安心に対する意識が高まっています。

地域においては、コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むなどにより支え合いの機能は低下しています。加えて、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭などが増加しています。

さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」の問題など、1つの世帯で複数のリスクを抱える問題が生じています。

国では、これまで高齢者や障害者、子どもなど、各対象を支援するための福祉制度を整備し、支援が必要な人への取り組みを充実させてきましたが、社会や地域の状況を踏まえ、今後は、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

そのためには、一人ひとりが地域や福祉の課題を「我が事」として捉え、地域に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが求められます。

本町では、令和3年3月に「阿見町地域福祉計画」(以下「第3次計画」という。)を策定し、「一人ひとりが地域の担い手 ともに支え合い、助け合う 地域共生のまち あみ」を基本理念に位置づけ、町の福祉の向上に取り組んでいます。

策定以降、社会福祉法の改正をはじめ、福祉に関する各種法制度の整備・施行が進み、さらには新型コロナウイルス感染症の流行など地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような中、本町では第3次計画が令和7年度をもって計画期間を終了することから、国の動向や本町の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和8年度から令和12年度を計画期間とする「第4次 阿見町地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定し、町と社会福祉協議会の連携だけでなく、住民、事業所、関係機関などと協力しながら、地域福祉の推進を図ります。

2 地域福祉を取り巻く社会動向

(1) 国の動向

年	法律・政策	主な内容
平成28年	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	成年後見制度の利用の促進にかかる基本理念と基本方針を定め、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが示される。
平成30年	「社会福祉法」改正	地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念が明確化され、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定は努力義務とされる。
	「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」施行	基本理念が明確化され、包括的な支援体制の強化など一層の自立の促進を図るための措置が示される。
令和2年	「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備にかかる措置が示される。
令和3年	厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」発行	市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが示される。
令和5年	「こども基本法」施行	こども施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法で、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見の反映について定めている。
	「第二次再犯防止推進計画」策定	国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取り組みを更に深化させ、推進するために策定。
令和6年	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行	認知症に関する施策についての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務として認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施することが責務とされた。
	「孤独・孤立対策推進法」施行	総合的な孤独・孤立対策を推進するため、基本理念や国及び地方公共団体の責務が規定された。
	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」	年齢・障がい・国籍等を問わない全ての女性の人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現のため、支援の枠組みを構築、強化を目的としている。

(2) 持続可能な地域づくり～SDGsの視点～

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。



3 地域福祉と「自助・共助・互助・公助」

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域で暮らす誰もが、安心して生きがいを持った生活を送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切に、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民、行政、社会福祉関係団体等が相互に協力する仕組みを作ることです。

また、地域福祉では、高齢者、障害者、子どもなどを縦割りにとらえるのではなく、横断的に支援する必要があります。さらに、複合的な課題を抱える世帯についても視野に入れた包括的な支え合いのあり方を考えていくものです。

(2) 「自助・共助・互助・公助」の考え方

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが、自分でできることは自分でする「自助」の意識を持つとともに、家族や地域で助けあい支えあう「互助」の考え方を持つことが大切です。

そして、行政には、介護保険や医療保険などの制度化された相互扶助である「共助」の役割が求められるとともに、自助・互助・共助では対応できない生活困窮等の状況に対して支援を行う「公助」の役割が求められます。

本計画では、こうした「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完しあいながら、地域社会を構成するあらゆる人たち(地域における多様な主体)がともに手を携え、自分たちの持っている特性を生かし、地域福祉の推進という共通の目的に向かって計画を推進します。



4 計画の位置づけと計画の期間

(1) 計画の法的根拠と役割

住民と福祉関係の事業者・団体、行政が力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組む仕組みが「地域福祉」であり、その仕組みを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。

地域福祉を推進すること及び地域福祉計画は、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」に規定されています。

また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには同法第106条の3に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法106条の5に規定されている重層的支援体制整備事業※実施計画によって、その具体的な手法を構築に向けた検討をします。

なお、権利擁護に関しては、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)第14条に規定された成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村成年後見制度利用促進基本計画」という。)として策定します。

また、再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)第8条第1項を法的根拠として策定します。

○社会福祉法<第107条>より抜粋(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

○社会福祉法<第106条の3>より抜粋(包括的な支援体制の整備)

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関 による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

※ 重層的支援体制整備事業に関する内容はP9に記載しています。

○社会福祉法<第106条の5>より抜粋(重層的支援体制整備事業実施計画)

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律<第14条>(市町村成年後見制度利用促進基本計画)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勧案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○再犯防止推進法<第8条第1項>(地方再犯防止推進計画)

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(2)地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係性

地域福祉に関しては、社会福祉法第 109 条で次のとおり規定される市町村社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」があります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、言わば車の両輪となるものです。

○社会福祉法<第109条>より抜粋(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3)本町における地域福祉の方向性

令和6年度から令和15年度までを計画期間とする「阿見町第7次総合計画」では、「みんなでつくる共生のまち」を基本理念とし、10年後のまちの姿「地域力が強く誰もが幸せに暮らせるまち」に向けた施策を推進しています。

【主に関連する基本目標】

基本目標 1 ふれあいあふれる協働のまちづくり

人と地域関係を育み、互いに尊重し合えるまち、多様性と包摂性のある豊かなまち

基本目標 2 人に寄り添うまちづくり

誰もが健やかに暮らせるまち、支援が必要な人に手を差し伸べることができるまち

(4)重層的支援体制整備事業

社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。介護、障害、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「暮らしの困りごと」に対応するため、町全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業です。

本町では、地域で活動している人・団体、関係機関の協働のもと、様々な支え合い・助け合いや連携の仕組みがつくられてきました。本町で蓄積された地域福祉基盤を大切にしながら、包括的な支援体制づくりを進めます。

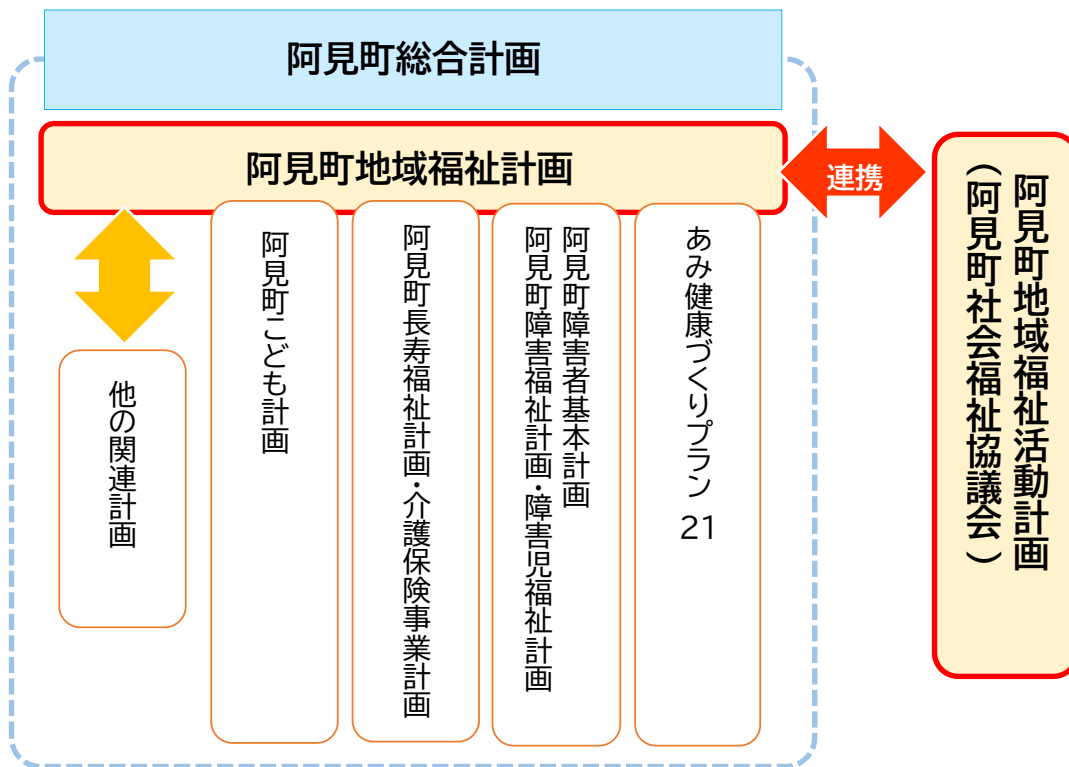
■重層的支援体制整備事業の各取り組み

区分	取り組み内容
包括的相談支援 (社会福祉法 106 条の4第2項1号)	本人・世帯の属性や相談内容等にかかわらず、相談を広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けて支援を行う。
参加支援 (社会福祉法 106 条の4第2項2号)	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援など社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
地域づくりに向けた支援 (社会福祉法 106 条の4第2項3号)	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や活躍の機会、居場所の整備等を行う。また、必要な資源の開発やネットワーク構築等を行う。
アウトリーチ等を通じた継続的支援 (社会福祉法 106 条の4第2項4号)	必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、継続的に寄り添いながら、本人との信頼関係の構築やつながりづくりを行う。
多機関協働 (社会福祉法 106 条の4第2項5号)	調整業務を行う機関を整備し、単独の支援関係機関では対応が難しい相談に対し、支援関係機関の抱える課題の把握、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理、進捗状況の管理等、支援全体の調整を行う。

(5) その他町の関連計画

町の「阿見町こども計画」、「阿見町長寿福祉計画・介護保険事業計画」、「阿見町障害者基本計画～あみ・あい・プラン～」、「阿見町障害福祉計画・障害児福祉計画」、「あみ健康づくりプラン 21」等の関連する諸計画との整合性を保ちながら、地域福祉の総合的な推進を図るものです。

■計画の位置づけ



(6)計画期間

新たな計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
阿見町	阿見町第6次総合計画			阿見町第7次総合計画 (令和15年度まで)						
	第3次 阿見町地域福祉計画					第4次 阿見町地域福祉計画				
	第2期阿見町子ども・子育て 支援事業計画				阿見町こども計画					次期 計画
	阿見町長寿福祉計画・ 第8期介護保険事業計画			阿見町長寿福祉計画・ 第9期介護保険事業計画		阿見町長寿福祉計画・ 第10期介護保険事業計画			次期 計画	
	阿見町 第4次障害者基本計画				阿見町 第5次障害者基本計画				次期 計画	
	阿見町第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			阿見町第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画		阿見町第8期障害福祉計画・ 第4期障害児福祉計画			次期 計画	
	あみ健康づくりプラン 21 (第3次)			あみ健康づくりプラン 21(第4次)					次期 計画	
社会福祉 協議会	第3次 計画	第4次 地域福祉活動計画				第5次 地域福祉活動計画				

5 計画の策定体制

(1)阿見町地域福祉計画策定委員会

地域福祉に関する事項を審議するため、町民、区長、民生委員・児童委員、学識経験者、福祉に関する団体及び事業者、町議員、町職員で構成する策定委員会を設置しました。

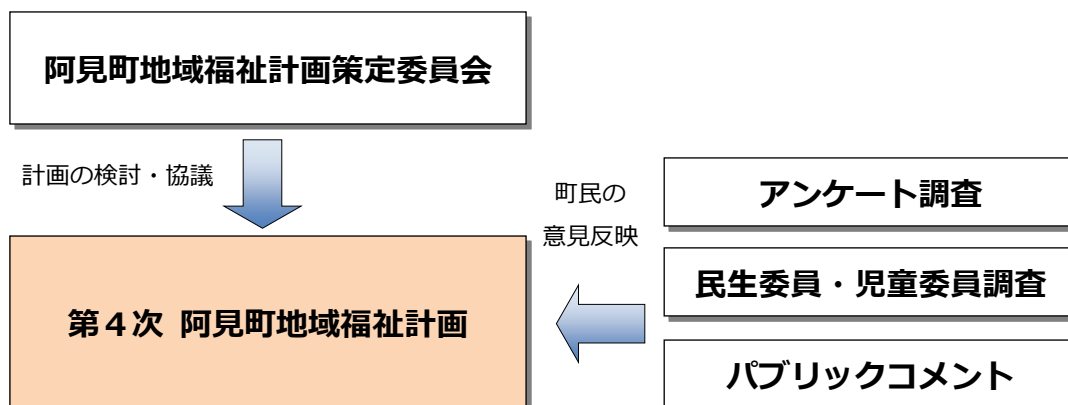
(2)アンケート調査

地域福祉に関する実態や町民の意識を把握するため、令和7年2～3月に「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、令和7年2月には民生委員・児童委員を対象にアンケート調査を実施しました。

(3)パブリックコメント※

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、令和8年1月にパブリックコメントを実施しました。



※ パブリックコメント：町民の生活にとって重要である政策等を策定する際に、その内容を案の段階で公表し、町民の意見を求め、意見を受けて修正した結果等を公表する一連の手続のこと

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画においては、第3次計画では「一人ひとりが地域の担い手 ともに支え合い、助け合う 地域共生のまち あみ」を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

基本理念は、本町の地域福祉が最終的に目指す姿であることや計画の継続性の観点から、第4次計画においても、この基本理念を引き継ぐこととします。

地域で暮らす人それぞれの抱える課題が複雑化・多様化している中では、個人の力で解決が難しい課題も多く、その解決に向けて多様な人々が関わっていくことが求められます。支え合い・助け合いを通じた、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指して、引き続き「一人ひとりが地域の担い手 ともに支え合い、助け合う 地域共生のまち あみ」を基本理念とします。

また、持続可能な地域づくり～SDGsの視点～でもふれたように「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの目標を意識し、その達成に貢献していくことが求められます。

こうした社会環境の変化による新たな課題に対応し、引き続き地域福祉の一層の推進を図っていきます。

一人ひとりが地域の担い手

ともに支え合い、助け合う 地域共生のまち あみ

【本計画に関連する SDGs】



2 基本目標

基本目標1 地域の支え合い、助け合いを推進する

町民の地域福祉に対する理解を深め、お互いを尊重しながら暮らす福祉意識の醸成を図り、ボランティア活動や地域の交流活動を活性化することにより住民同士のつながりを強め、支え合い、助け合う担い手づくりを目指します。

また、日常的な集まりや地域の目配り・気配り活動を進めることで、孤独孤立を防ぐとともに、住民同士の支え合い、助け合いの仕組みづくりを図ります。

基本目標2 切れ目のない支援体制づくりを推進する

誰もが尊厳をもって自立した生活を送れるよう、適切な情報提供をするとともに、困りごとを抱える人の相談を包括的に受け止め、切れ目のない支援体制をつくります。

また、町民が適切な福祉サービスを受けられるように、住民のニーズに基づき、公的なサービスを推進するとともに、住民参加のサービスを充実し、誰もが、住み慣れた町で自分らしく暮らせる、まちづくりを目指します。

判断能力が十分でない人の増加が予測されており、必要な援助を受けられることができるよう、権利擁護制度[※]の普及啓発を図り制度の利用につなげます。

本計画を確実に推進するため、地域で住民や地域活動団体等が協働できる体制を強化するとともに、行政の関係課や社会福祉協議会などが連携して活動を支えます。

基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する

地域に住むすべての人が、住み慣れた地域でいつまでも安全・安心で自分らしい生活を送るためには、「地域は地域で守る」という考えが大切です。そのため、地域に住む人が緊急時や災害時に孤立しないために、日頃からの見守り体制の充実や災害時に備えた安全・安心な地域づくりのための支援体制づくりを推進します。

また、犯罪・交通事故等を未然に防ぐ取組の推進を通して、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、住民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

[※] 権利擁護制度：認知症や知的障害、精神障害などを持つ高齢者や障害者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

3 計画の体系図

《 基本目標 》	《 具体的な施策・取り組み 》	
基本目標1 地域の 支え合い、 助け合いを 推進する	1 地域福祉の意識の醸成	(1)学校や地域における福祉教育の充実 (2)広報・啓発活動の充実
	2 地域でのふれあい、交流の場づくり	(1)世代間交流の推進 (2)地域での交流活動の推進 (3)孤独・孤立防止の推進
	3 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり	(1)地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成 (2)ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり (3)地域活動やボランティア活動への支援 (4)地域活動組織の活性化 (5)支え合い、助け合いの仕組みづくりへの支援
基本目標2 切れ目のない 支援体制 づくりを 推進する	1 包括的な支援体制の充実	(1)総合的な相談支援体制の充実 (2)地域における身近な相談支援体制の充実 (3)複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化
	2 保健・福祉サービスの充実	(1)情報提供の充実 (2)福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実 (3)健康で活気のある地域づくり
	3 権利擁護の推進 【成年後見制度利用促進基本計画】	(1)権利擁護や成年後見制度 [※] の周知啓発と利用促進 (2)中核機関の運営 (3)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
	4 再犯防止の推進 【再犯防止推進計画】	(1)再犯防止等に関する広報・啓発活動の推進 (2)関係団体・関係機関との連携 (3)犯罪をした人等の社会復帰及び生活への支援
	5 域福祉のネットワークづくり	(1)民生委員児童委員活動の支援 (2)社会福祉協議会との連携強化 (3)多様な活動をつなぐネットワークづくり
基本目標3 安全・安心な 地域づくりを 推進する	1 防災・防犯体制の充実	(1)災害時における地域防災体制づくり (2)避難行動要支援者の避難支援体制づくり (3)地域で取り組む防犯体制づくり
	2 暮らしやすい生活環境の充実	(1)快適に暮らせる環境づくり (2)バリアフリー等によるまちづくりの推進

※ 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度。

阿見町地域福祉計画

第4次計画 令和8年度～令和12年度

発行年月 令和8年3月

発行 阿見町 保健福祉部 社会福祉課

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央 1-1-1

TEL:029-888-1111(代表)

FAX:029-887-9560

URL:<http://www.town.ami.lg.jp/>
